

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定により、第 2 クリーンセンター（仮称）整備・運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成 17 年 7 月 28 日

岩手県知事 増田 寛也



## 第2 クリーンセンター（仮称）整備・運営事業

### 特定事業の選定について

平成 17 年 7 月

岩 手 県



< 目 次 >

1 事業内容 .....	1
(1) 事業名称 .....	1
(2) 公共施設等の管理者等の名称 .....	1
(3) 事業目的 .....	1
(4) 本事業の概要 .....	1
2 岩手県が直接実施する場合とP F I 事業で実施する場合の評価 .....	4
(1) 評価の方法 .....	4
(2) 岩手県が直接実施する場合とP F I 事業で実施する場合の評価 .....	4

# 1 事業内容

## (1) 事業名称

第2クリーンセンター（仮称）整備・運営事業

## (2) 公共施設等の管理者等の名称

岩手県知事 増田 寛也

## (3) 事業目的

岩手県（以下「本県」という。）では、「いわて資源循環型廃棄物処理構想」の理念に基づき、廃棄物を資源として捉え、本来の産業活動や県民の日常生活によって排出される廃棄物を資源として再生利用（適正処理）する資源循環型モデル施設の検討を進めてきた。

本事業は、産業廃棄物の自県内処理を促進するとともに、循環型地域社会の形成を進めるため、資源循環型モデル施設の全体構想のうち、公共関与による産業廃棄物処理施設として、先行して整備する焼却（溶融）施設（以下「本施設」という。）の整備・運営を行うものである。

なお、本施設は、青森県境の不法投棄廃棄物を受け入れる処理施設の一つとして予定しており、当該廃棄物の適切かつ早急な処理が可能となる。

また、隣接地において、将来的に一般廃棄物処理施設の整備が見込まれる。

## (4) 本事業の概要

### 事業場所

岩手県九戸郡九戸村大字江刺家地内

### 事業方式

本事業の事業方式は、B O O (Build-Own-Operate)方式とする。具体的な事業範囲は、 に示す。

### 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

施設整備期間：事業契約締結日の翌日を始期とし、平成21年度までの期間とする。

運 営 期 間：施設竣工日から20年を経過した日までの期間とする。

ただし、P F I事業者は、運営期間終了後において事業を継続することについて、運営期間が終了する日の3年前までに、本県に協議できるものとする。

用地返還期間：P F I事業者は、運営期間が終了した日から2年以内に事業用地を本県に返還するものとする。

## 事業範囲

P F I 事業者は、事業の実施に必要な資金の確保を自ら行った上で、要求水準を満たす本施設の設計及び建設を行う。工事完成後は、P F I 事業者が施設を所有し、施設の維持管理・修繕を行い、事業の運営を行うものとする。運営期間終了後、本施設を撤去し、事業用地を本県に返還する。

なお、施設、設備及び事業用地には、取付道路及び防災調整池等を含むものとする。(取付道路については、隣接地等の使用者の利用にも配慮すること。)

また、事業用地外であっても、排水設備など施設稼働に必要な施設・設備についてはP F I 事業者の費用と責任において整備する。

### ア 施設、設備及び事業用地の設計、整備

(ア) 施設、設備及び事業用地の設計並びにその関連業務(測量・地質調査は、本県の負担で実施している。P F I 事業者は、今後事業の実施に必要な測量及び地質調査を、P F I 事業者の負担で実施する。)

(イ) 建築確認等の手続業務及びその関連業務(環境影響評価の手続きは、準備書作成までを本県の負担で実施し、それ以降は、P F I 事業者の負担で本県とP F I 事業者が共同で実施する。なお、P F I 事業者の提案の結果、環境影響評価の再実施が必要な場合は、P F I 事業者の負担で実施する。)

(ウ) 施設及び事業用地の整備並びにその関連業務

(エ) 設備等の設置工事及びその関連業務(取付道路等に敷設する給水設備、排水設備等を含む。)

(オ) 整備に伴う各種申請等の業務

### イ 施設の運營業務

(ア) 本施設の運営及びその関連業務

### ウ 施設、設備及び事業用地(残置森林を含む。)の維持管理・修繕業務

(ア) 保守管理業務

(イ) 清掃業務

(ウ) 警備業務

(エ) 環境衛生管理業務

(オ) 点検修繕業務

### エ 事業用地返還業務(残置森林を含む。)

(ア) 施設撤去及びその関連業務

(イ) 解体及び廃止に伴う各種申請等の業務

(ウ) 事業用地に関する環境基準適合調査業務

## ＰＦＩ事業者の収入

ＰＦＩ事業者の収入は、次のとおりとする。

### ア 産業廃棄物処理収入

本施設に搬入される産業廃棄物の処理収入等はＰＦＩ事業者の収入となる。ただし、処理料金（単価）は、ＰＦＩ事業者の提案によるものとするが、自県内処理の推進に寄与する料金設定とする。

### イ 熱供給事業収入等

本施設の電気・熱販売、スラグ販売等に係る収入は、ＰＦＩ事業者の収入となる。なお、売電や余熱利用等についてはＰＦＩ事業者の提案によるものとする。

## 土地の権利形態

本県は、ＰＦＩ事業者に、本事業の実施に必要と認める用地（取付道路、残置森林を含む。）を有償で貸し付ける。

## 2 岩手県が直接実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価

### (1) 評価の方法

評価は、第2クリーンセンター（仮称）整備・運営事業実施方針に基づき、次の客観的評価を行うものとする。

コスト算出による定量的評価

PFI事業として実施することの定性的評価

PFI事業者に移転されるリスクの評価

から までに掲げる事項の総合的評価

### (2) 岩手県が直接実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価

コスト算出による定量的評価

本事業は、BOO方式によりPFI事業者が独立採算による建設及び運営を行うものであり、建設及び運営に係る本県の財政負担は生じない。また、産業廃棄物の処理は、排出事業者の責により行うものである。

このため、本県が直接実施する場合とPFI事業で実施する場合との比較において、本県の財政負担額の定量的な比較を選定理由としない。

PFI事業として実施することの定性的評価

PFI事業として実施することにより、以下の効果が期待できる。

- ・公募により選定された技術力及び経営能力等に優れたPFI事業者が、本施設の設計・施工から運営までを一括して行うため、事業の合理化、効率化が期待できる。
- ・本事業の公益性、経済性、環境性、安全性、地域活性化等に寄与する提案を受け入れることにより、廃棄物処理事業の水準の向上が期待できる。
- ・本県が事業監視を行うことができることにより、安全かつ安定的な稼働のための仕組みの構築が期待できる。
- ・PFI事業者のノウハウにより、新たな産業の創出、経済の活性化が期待できる。

PFI事業者に移転されるリスクの評価

PFI事業では、リスクを最もよく管理することができる者がリスクを分担する考え方にに基づき、本県とPFI事業者で事業リスクを分担する。

そこで、設計・施工及び資金調達リスク、廃棄物受入量及び処理料金の変動等による運営リスクは、PFI事業者へ移転されることにより、以下の効果が期待できる。

- ・施設整備段階において、PFI事業者が工期の管理を行い、工期遅延等の時間の超過（タイムオーバーラン）リスクをPFI事業者が負担することにより、円滑な事業の遂行が期待できる。
- ・運営段階において、PFI事業者が焼却（溶融）施設の運営及び維持管理を行い、施設運転等に係る技術的かし等に起因する費用の超過（コストオーバーラン）リスクをPFI事業者が負担することにより、効率的な事業の遂行が期待できる。

- ・事業終了段階において、施設解体リスクをPFI事業者に移転することにより、事業期間を通じて、事業用地及びその周辺への環境影響を最小化することができ、適正な事業の遂行が期待できる。

#### から までに掲げる事項の総合的評価

PFI事業として実施することの定性的評価、PFI事業者に移転されるリスクの評価の結果から、本事業はPFI事業で実施することにより、事業全体を通じてPFI事業者の資金調達力や効率的な事業遂行に係るノウハウを活用することが可能となる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づく特定事業として選定する。